

令和6年度第1回泉大津市環境保全審議会議事録

令和6年8月7日(水) 午後2時～3時

場所：泉大津市役所5階第1会議室

参加者：巖 圭介 桃山学院大学副学長社会学部教授(副会長)
高橋 裕子 京都大学大学院社会健康医学専攻特任教授
竹中 規訓 大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授(会長)
長谷川 路子 追手門学院大学経済学部経済学科講師

※50音順

(事務局)

泉大津市都市政策部環境課(事務局)

議事次第

1. 開会・部長挨拶
2. 諮問
3. 議事：泉大津市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

配布資料：

資料1：泉大津市環境保全審議会委員名簿及び配席図

資料2：諮問書

資料3：泉大津市路上喫煙の防止に関する条例(素案)

資料4：泉大津市路上喫煙の防止に関する条例について

1. 開会

- ・会議公開の承認、傍聴者入場の許可

2. 部長挨拶・委員紹介

- ・委員の互選により会長、副会長の選任
(会長：竹中 規訓 副会長：巖 圭介)

3. 諮問

4. 議事

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例の制定について

- ・事務局から資料3、資料4について説明

(竹中会長)

ご意見、コメント等ありましたらお願いします。

(高橋委員)

まだ多くの自治体が条例を作っていない中、決して早いとは言えないが作成に動かれていることは素晴らしい。駅にはスクールバスなども多く停留するというので、条例を定めることは非常に意義がある。

決して先駆けて動いているわけではないが、これは重要な一歩を踏み出したと言えるものですので、是非とも条例の制定につなげていただきたい。

違和感を感じた点として、喫煙場所の近隣に保育園や図書館があるということ。小さな子ども達や保護者が訪れる場所に喫煙スペースは設置すべきでない。喫煙スペースがあるのは、保育園などがある建物ではなく、商業施設がある建物で間違いないか。

(事務局)

はい、間違いありません。

(高橋委員)

資料では喫煙ブースが外からよく見える構造になっているが、子どもが見た際にどう感じるかも重要であり、目隠しなどをすべきではないか。また、ゆくゆくは施設内においても全面禁煙にしていくべきで、これ以上喫煙ブースを増やさないようにすべきではないか。

また、大阪市などは禁煙区域を広げていくと宣言しているが、泉大津市においても今後拡大する考えはあるのか。

(事務局)

まずは喫煙ブースについて、これらは商業施設の所有物となりますので、本日いただいたご意見を施設管理者にお伝えし、仕様の変更などできないか協議いたします。喫煙ブースの増加について、現在はこの施設内のブース1カ所を設けての条例制定を考えているが、ブー

スを増やしてほしいとの声もいただいている。本質的には喫煙者のマナー向上が重要であると考えているため、条例の制定後、喫煙マナーの状況等を鑑みて検討していきたい。

喫煙禁止区域の拡大について、市内に泉大津駅以外に2つの駅がある。人が多い場所として、この2駅について拡大していくことを検討するべきと考えているが、まずは泉大津駅周辺を禁止区域と定め、その後の状況を鑑みながら喫煙禁止区域を設ける必要があるか検討していく。

今回の条例制定では、禁止区域にかかわらず子どもの周辺では路上喫煙を禁止するものとしているので、子どもへの影響という意味では市内全域の喫煙禁止として一定の力があると考えている。

(高橋委員)

喫煙禁止区域を広げていくという文言を条例に入れてもよいのではないか。

(竹中会長)

意思表示をする意義はあると思うがどうか。

(事務局)

検討する。

(高橋委員)

条例に入れられなくとも、市民等に広報する際に意志表示をするという方法もある。ぜひご検討いただき、ゆくゆくは禁止区域を拡大していただきたい。

(巖副会長)

防止条例として、違反者に対しての抑止力としての働きを期待していると思うが、過料などを科す考えはあるか。

(事務局)

現在施行されている泉大津市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関する条例においても過料を設定していないが、まちの不法投棄は減少傾向にある。過料を設定しなくともマナーの向上が見込まれるため、今のところ設定する予定はない。

(巖副会長)

過料の設定は難しいところであると考えている。

巡回等をしていてもどうしても数%は違反者が出る場所であるが、条例の制定後、巡回指導などの程度実施するお考えか。

(事務局)

現段階では具体的な方策、回数、頻度等は検討中である。キャンペーン等々、駅前で実施していくことになろうかと考える。

(竹中会長)

条例の制定後、何もしないと周知等に時間がかかるので、最初だけでも何かしら実施すべきであると考ええる。

(長谷川委員)

過料について、本学がある茨木市ではポイ捨て条例には過料がないが、路上喫煙防止条例には過料が設定されている。足並みをそろえていない自治体があることをお伝えしておく。

路上喫煙防止条例の制定において、何に重きを置くかを考える必要がある。吸い殻のポイ捨てに重きを置くのであれば、ポイ捨て条例と足並みをそろえるべきであるが、その他の健康問題などに重きを置くのであれば、必ずしも足並みをそろえる必要はないと考える。

(竹中会長)

違反者が減るのであればよいが、減らない場合には過料の設定についても検討する必要があると考える。

条例素案第8条第1項の市長が指定する場所では禁止区域でも喫煙してよいと読み取れるが、この条項の意図は。

(事務局)

駅周辺の禁止区域は市の所有している土地だけでなく商業施設や鉄道会社の土地も含まれるので、今後管理者が喫煙ブースを設けたいとなった際に、協議等の上で市長が指定するための条項である。

(竹中会長)

承知した。

地図では喫煙禁止区域に駅構内が含まれているように見えるが、どうなっているのか。

(事務局)

駅構内の高架下に通路があるためそういった区域設定となっている。施設内は区域として設定していないが、通路は設定するようにしている。

(竹中会長)

第8条第2項では、子どもの周囲としており、あいまいな表現に感じるが、子どもの周囲であれば市域全体が路上喫煙禁止という解釈でよいか。

(事務局)

子どもの健康や火傷等の防止のため、また子どもは時として予測不能行動をとるため子どもの近くでは喫煙をしないよう規定した。周囲として具体的な距離などは考えていない。

(高橋委員)

具其他的な距離を設定する方が明瞭かと思うが、子どもの周囲での喫煙を禁止することを規定したことは先進的であり、泉大津市が子どもを大事にしている市であることがよく伝わる。まずは規定したことがすばらしく、しっかりとアピールしていただきたい。

(竹中会長)

第8条第2項について、やはりもう少しわかりやすく市域全域だと規定した方がよいのではないか。

(事務局)

規定について検討する。

(巖副会長)

高橋委員が専門かと思うが、防止条例ができることでどれほどの効果が見込まれるのか。

(高橋委員)

条例が制定された時点で約8割の人が理解し、区域での喫煙をしなくなる。残りの2割も条例を守らないという意識で禁止区域で喫煙する人はほとんどなく、知らなかったために喫煙してしまったという人が大半である。したがって、少なくとも制定後1年程度は周知を続けることが重要である。

(竹中会長)

他にご意見がないようであれば、議論を終結する。

(事務局)

いただいたご意見は検討し、条例素案の修正を行う。

今後の予定として、10月にパブリックコメントを実施する予定である。

長時間にわたり慎重ご審議ありがとうございました。

以上